

令和2年(2020年)5月18日
区民委員会資料
環境部環境課

第2次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)の改定について

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条に基づき、地方公共団体自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)を策定することが義務づけられている。

計画期間の満了に伴い、以下のとおり事務事業編の改定を行う。

1 現行の事務事業編について

(1) 計画期間

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度

(2) 削減目標

ア エネルギー使用量※

令和2(2020)年度までに平成24(2012)年度比で10%削減

イ CO₂排出量

令和2(2020)年度までに平成24(2012)年度比で10%削減

※エネルギー使用量とは、電気・ガス・庁有車の燃料等の使用量に換算係数を乗じ、各々の熱量を算出し、その合計使用熱量に原油換算係数を乗じて算出した値をいう。

(3) 平成30(2018)年度実績

ア エネルギー使用量

平成24(2012)年度比4.7%減

イ CO₂排出量

平成24(2012)年度比11.6%減

※国が毎年公表する電気使用に伴うCO₂排出係数を使用した場合31.9%減

2 事務事業編の改定について

(1) 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度

※技術革新や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて5年程度で見直しを行う。

(2) 削減目標と取組

温対法第8条に基づき、「地球温暖化対策計画」が平成28(2016)年5月13日付けで閣議決定された。この計画の中で地方公共団体は「業務その他部門」に位置づけられ、平成25(2013)年度を基準として、令和12(2030)年度までにCO₂排出量を約40%削減することが目標とされている。

事務事業編の改定にあたっては、この目標を達成する必要があり、大規模な区有施設の建て替えを踏まえたエネルギー使用状況の変化予測や目標達成に向けた取組を検討する必要がある。

(3) 上位計画との整合性

中野区基本計画及び中野区環境基本計画と整合性を図りながら改定する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和2(2020)年	11月	計画(素案)策定
	12月	意見交換会の実施
令和3(2021)年	1月	計画(案)策定
	2月	パブリック・コメントの実施
	3月	計画策定